

## コンプライアンス規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 JP-MIRAI（以下、「法人」という。）が適正な活動を維持し発展するために、コンプライアンスに係る方針及びその推進に関する必要な事項を定め、これらを遵守した運営体制を確立すること目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、本規程に定める行動規範に従いながら、法人の事業活動やそれに関連する社会的諸活動等（以下、事業活動等という。）に関わる法令並びに法人における各種規程（定款・規約・規則・規程及び倫理）を遵守することをいう。

(本規程の適用範囲)

第3条 本規程は、法人の全ての役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用される。

(事務の所掌)

第4条 コンプライアンスに関する事務は、事務局が所掌し、コンプライアンス担当責任者を事務局長とする。

- 2 コンプライアンス担当責任者はコンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 法人は、コンプライアンス違反等に関する相談や通報のための内部通報窓口を設けることとし、「内部通報制度に関する規程」を別途に定める。

(コンプライアンス委員会)

第5条 法人は、コンプライアンス委員会を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長として、事務局長及び外部有識者1名を委員として構成される。
- 3 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
  - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
  - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
  - (4) コンプライアンス違反事件の関係者の処分の検討及び再発防止策の策定
  - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
  - (6) その他コンプライアンス委員長が指示した事項

(役職員の行動規範)

第6条 法人の役職員は、コンプライアンスを推進し、当法人に対する誠実義務

を果たすとともに、以下の行動規範に従って、法人の事業活動等に公正かつ熱心に従事するものとする。

- (1) 他者の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の障がい、または年齢を理由として差別をしない。
- (2) 職務上の立場を利用して不正に個人的な利益を得ない。関係する団体や個人から、社会通念を超える接待を受けたり、金銭・贈り物等を受領したりしない。また、法人の財産（有形無形）を私的に流用しない。
- (3) 関係団体や政府機関（地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む。）及びその職員（元職員を含む）、政治家（候補者を含む）等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供をしない。
- (4) 事業活動等に関し、代理店等に対し業務委託を行うなど法人以外との契約をする場合、原則として、事前にその報酬等につき、合理的に取り決め、報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従う。
- (5) 法人が取扱う個人又は団体に関する情報の保護を徹底し、不適切な情報の開示・漏洩、目的外使用や第三者提供等をしない。
- (6) 会計情報を正確に記録し不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わない。
- (7) その他、一般的社会規範を含む社会的なルールを遵守し、高い倫理観を保持し、法人が社会から期待されるあるべき姿を想定して良識をもって適切に行動する。

（懲戒等）

第7条 コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容・程度等を考慮のうえで、コンプライアンス委員会の検討結果をふまえ、就業規則第30条に基づく懲戒処分等の措置の対象とする。

（本規程の改廃）

第8条 本規程の改廃については代表理事において決議する。

（付則）

この規程は、令和4年7月6日から施行する。

この規程は、令和5年6月20日から改正施行する。

この規程は、令和7年1月7日から改正施行する。